

○電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）

（傍線部分は修正部分）

修正 後	修正 前																																																										
<p>別添 6（第 3 条関係） 地上系による基幹放送局に係る比較審査基準 第 1 テレVISION放送 1～5（略） 表 比較審査を行う評価項目及び評価点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">比較審査基準</th> <th style="width: 30%;">評価基準</th> <th style="width: 10%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1 事業計画の実施の確実性 <u>(18点)</u></td> <td rowspan="5">(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)</td> <td>現有資本又は事業全体の収支により対応する。</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>確実な増資により対応する。</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>確実な借入金により対応する。</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>おおむね確実な増資又は借入金により対応する。</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>不確実要素のある手段(申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等)で対応する。</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。<u>(4点)</u></td> <td>整備計画が確実である。</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>整備計画に不確実要素がある。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。<u>(4点)</u></td> <td>放送番組の制作体制、調達体制が確実である。</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>放送番組の制作体制、調達体制に不確実要素がある。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2～4（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		比較審査基準	評価基準	評価点	1 事業計画の実施の確実性 <u>(18点)</u>	(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)	現有資本又は事業全体の収支により対応する。	10	確実な増資により対応する。	8	確実な借入金により対応する。	6	おおむね確実な増資又は借入金により対応する。	4	不確実要素のある手段(申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等)で対応する。	2	(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。 <u>(4点)</u>	整備計画が確実である。	<u>4</u>	整備計画に不確実要素がある。	1	(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。 <u>(4点)</u>	放送番組の制作体制、調達体制が確実である。	<u>4</u>	放送番組の制作体制、調達体制に不確実要素がある。	1	2～4（略）	（略）	（略）	<p>別添 6（第 3 条関係） 地上系による基幹放送局に係る比較審査基準 第 1 テレVISION放送 1～5（同左） 表 比較審査を行う評価項目及び評価点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">比較審査基準</th> <th style="width: 30%;">評価基準</th> <th style="width: 10%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1 事業計画の実施の確実性 <u>(16点)</u></td> <td rowspan="5">(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)</td> <td>現有資本又は事業全体の収支により対応する。</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>確実な増資により対応する。</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>確実な借入金により対応する。</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>おおむね確実な増資又は借入金により対応する。</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>不確実要素のある手段(申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等)で対応する。</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。<u>(3点)</u></td> <td>整備計画が確実である。</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>整備計画に不確実要素がある。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。<u>(3点)</u></td> <td>放送番組の制作体制、調達体制が確実である。</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>放送番組の制作体制、調達体制に不確実要素がある。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2～4（同左）</td> <td>（同左）</td> <td>（同左）</td> </tr> </tbody> </table>		比較審査基準	評価基準	評価点	1 事業計画の実施の確実性 <u>(16点)</u>	(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)	現有資本又は事業全体の収支により対応する。	10	確実な増資により対応する。	8	確実な借入金により対応する。	6	おおむね確実な増資又は借入金により対応する。	4	不確実要素のある手段(申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等)で対応する。	2	(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。 <u>(3点)</u>	整備計画が確実である。	<u>3</u>	整備計画に不確実要素がある。	1	(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。 <u>(3点)</u>	放送番組の制作体制、調達体制が確実である。	<u>3</u>	放送番組の制作体制、調達体制に不確実要素がある。	1	2～4（同左）	（同左）	（同左）
	比較審査基準	評価基準	評価点																																																								
1 事業計画の実施の確実性 <u>(18点)</u>	(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)	現有資本又は事業全体の収支により対応する。	10																																																								
		確実な増資により対応する。	8																																																								
		確実な借入金により対応する。	6																																																								
		おおむね確実な増資又は借入金により対応する。	4																																																								
		不確実要素のある手段(申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等)で対応する。	2																																																								
	(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。 <u>(4点)</u>	整備計画が確実である。	<u>4</u>																																																								
		整備計画に不確実要素がある。	1																																																								
	(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。 <u>(4点)</u>	放送番組の制作体制、調達体制が確実である。	<u>4</u>																																																								
		放送番組の制作体制、調達体制に不確実要素がある。	1																																																								
	2～4（略）	（略）	（略）																																																								
	比較審査基準	評価基準	評価点																																																								
1 事業計画の実施の確実性 <u>(16点)</u>	(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)	現有資本又は事業全体の収支により対応する。	10																																																								
		確実な増資により対応する。	8																																																								
		確実な借入金により対応する。	6																																																								
		おおむね確実な増資又は借入金により対応する。	4																																																								
		不確実要素のある手段(申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等)で対応する。	2																																																								
	(2) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための演奏所設備、親局送信所設備、中継局送信所設備等の送出系設備、放送番組の制作系設備等、事業計画遂行上必要な設備の整備計画が、より確実であること。 <u>(3点)</u>	整備計画が確実である。	<u>3</u>																																																								
		整備計画に不確実要素がある。	1																																																								
	(3) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための、放送番組の制作体制、調達体制が、より確実であること。 <u>(3点)</u>	放送番組の制作体制、調達体制が確実である。	<u>3</u>																																																								
		放送番組の制作体制、調達体制に不確実要素がある。	1																																																								
	2～4（同左）	（同左）	（同左）																																																								

○地上基幹放送局の免許及び再免許等方針

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。以下同じ。）の免許及び再免許並びに地上基幹放送の業務の認定及び認定の更新（以下「免許及び再免許等」という。）については、関係法令等を踏まえ、下記の方針により行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>審査</u>          免許及び再免許等の申請については、特に以下の事項に留意して審査すること。          (1)～(3) (略)          (4) <u>視聴覚障害者向け放送の実施</u>          テレビジョン放送にあつては、字幕放送、解説放送の放送番組をできる限り多く設けるものであること。          (5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 要請          親局の免許又は再免許等に当たって、次の主旨の要請を行うものとする。          (1) (略)          (2) <u>視聴覚障害者向け放送の実施</u>          テレビジョン放送の字幕放送、解説放送及び手話放送について、視聴覚障害者、高齢者に十分配慮し、総務省が策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を達成するよう努めること。特に、できる限り全ての大規模災害等緊急時放送における字幕放送の実施及びCMへの字幕付与に留意すること。          (3)～(5) (略)</p>	<p>地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。以下同じ。）の免許及び再免許並びに地上基幹放送の業務の認定及び認定の更新（以下「免許及び再免許等」という。）については、関係法令等を踏まえ、下記の方針により行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>審査基準</u>          免許及び再免許等の申請については、特に以下の事項に留意して審査すること。          (1)～(3) (同左)          (4) <u>視聴覚障害者等への配慮</u>          テレビジョン放送にあつては、字幕放送、解説放送の放送番組をできる限り多く設けるものであること。          (5) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 要請          親局の免許又は再免許等に当たって、次の主旨の要請を行うものとする。          (1) (同左)          (2) <u>視聴覚障害者等への配慮</u>          テレビジョン放送の字幕放送、解説放送及び手話放送について、視聴覚障害者、高齢者に十分配慮し、総務省が策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を達成するよう努めること。特に、できる限り全ての大規模災害等緊急時放送における字幕放送の実施及びCMへの字幕付与に留意すること。          (3)～(5) (同左)</p>